

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	被保険者証の交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 26 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 26 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者のうち法第 27 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定による申請を行ったもの及び法第 12 条第 3 項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	被保険者証の再交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 27 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 27 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (1) 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 ① 氏名、性別、生年月日及び住所 ② 再交付申請の理由 (2) 被保険者証を破り、又は汚した場合は、申請書にその被保険者証を添えなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日